

市営住宅上下水道検針等業務委託仕様書

第1 業務名称

市営住宅上下水道検針等業務委託

第2 業務委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

第3 業務対象住宅等

(1) 業務対象住宅

住宅名	所在地	棟数	戸数
上福原	米子市皆生温泉4丁目15番3ほか	3	60
富士見町	米子市富士見町124番地	1	55
皆生	米子市皆生5丁目5番15号ほか	2	33
東町	米子市東町446番地	1	35
西福原	米子市西福原8丁目9番18ほか	2	100
河崎	米子市河崎1736番地1ほか	3	72
青木	米子市永江570番地5ほか	11	222
富益	米子市大崎2275番地153ほか	3	48
大工町	米子市大工町105番地	1	30
両三柳	米子市両三柳4580番地1	1	24
安倍彦名	米子市彦名町70番地2ほか	5	88
錦海町	米子市錦海町2丁目5番6ほか	4	74
義方町	米子市義方町12番10	1	16
陰田町	米子市陰田町649番地6	1	40
加茂	米子市両三柳4399番地ほか	2	72
合計		41	969

(2) 業務対象戸数

年度	団地数	戸数
令和6年度	15	969
令和7年度	15	969
令和8年度	15	969

(戸数は予定数。空家・修繕等によって減じる場合あり)

(3) 業務予定数量

年度	戸数	検針回数	予定数量
令和6年度	969	6	5,814
令和7年度	969	6	5,814
令和8年度	969	6	5,814
合計			17,442

(予定数量は見込み。空家・修繕等によって減じる場合あり)

第4 業務内容

1 検針・請求業務

(1) 水道局等との使用契約

受注者は、米子市水道局等と業務対象住宅における上水道及び公共下水道の使用契約を締結する。

(2) 水道メーター検針

ア 水道局等が実施する受水槽に設置された量水器（以下「親メーター」という。）の検針日に準じて、業務対象住宅の各住戸の量水器（以下「子メーター」という。）を検針する。

イ 検針業務は令和6年4月検針分から実施する。

(3) 水道使用量の算定並びに上水道及び公共下水道の料金（以下「水道料金等」という。）の算出。

ア 各住戸の水道使用量は、検針を行った子メーター数量から前回の検針値を減じて得た数量とする。

イ 各住戸の水道料金等の算出方法については、業務対象住宅の親メーターごとの請求額に対して、各住戸の使用水量に応じた公平な負担額（割合）とするため、具体的な算出方法については落札決定後、発注者との協議により決定する。

ウ 受注者は、毎月の水道使用量の算定及び水道料金等の算出結果を発注者に報告する。

エ 受注者は、業務対象住宅の管理人から求めがあった場合、水道使用量の算定及び水道料金等の算出結果を通知する。

(4) 請求

受注者は、各入居者に対して(2)及び(3)により算定等を行った水道使用量及び水道料金等を記載した請求通知書を、原則、検針月の末日までに届ける。

2 徴収業務

(1) 通常徴収

- ア 受注者が認める金融機関口座から口座振替または受注者指定口座への直接振込による徴収とする。(直接振込による振込手数料は入居者負担とする。)
- イ 受注者は、入居者が希望する振替口座情報を収集し、金融機関において、口座振替が可能となる必要な手続きを行う。
- ウ 入居者の責に期すべき理由により口座振替ができなかった場合(残高不足、口座解約等)または直接振込の期限までに振込が確認できない場合は、受注者から当該入居者に対して個別に通知し、翌月に再振替または振込通知を行う。再振替に要する経費は入居者の負担とする。

(2) 滞納対応

- ア 受注者は、滞納が発生した場合は、発注者と協力の上納付指導を行う。また、納付指導に従わず悪質な支払拒否であると判断した場合は、必要な対応を行う。
- イ 受注者は、納付指導に従って入居者から当該債権に係る支払いがあった場合は、速やかに発注者に報告する。

3 連絡調整

(1) 入居者対応

受注者は、委託業務に関する入居者との連絡調整を行い、円滑な業務の遂行に努める。

(2) 新規入居及び退去者対応

発注者は、業務対象住宅に入居及び退去があった場合、速やかに受注者に通知する。

4 準備業務

受注者は、水道メーターの検針を開始するまでに次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 受注者は、住民への周知、口座振替に係る事務手続き等、変更により必要となる各種の手続きを行うこと。
- (2) 受注者は、前回受注者から発注者の立会のもと最終回の検針データの引継ぎをうけること。

第5 検査

受注者は、発注者が指示したときは、検針の状況、入居者の納付の状況等について報告し、検査を受けるものとする。

第6 特許権の使用

受注者は、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

第7 委託料

委託料は、毎月の業務実績に請負単価を乗じた額とし、受注者の請求により支払う。